

- ・取適法の目的
- ・取適法の位置づけ
- ・取適法適用取引の判断基準と要件
- ・情報成果物の作成委託とは（他の4類型についても解説）
- ・取適法の適用関係と親会社・子会社の関係
- ・4つの義務内容と判断基準
- ・11の禁止事項と遵守のポイント

3. 4つの義務内容と実務上の留意点

a 「注文書の作成・交付義務」と留意点

－基本契約と個別契約(注文書と請書を含む)でやり取りする場合の留意点

－電子発注の留意点

b 「書類の作成・保存義務」の留意点

－保存が必要な書類例

－見積書の扱い、提案書の扱い

c 「支払期日を定める義務」と留意点

－大規模システム開発の場合

－工事進行基準による場合

d 「遅延利息支払義務」と留意点

－検収、受け入れテストと支払いの関係

－60日の起算点と利率（遅延利息）

－「情報成果物作成委託」における受領日の特例とは？

4. 11の禁止事項の要点と、実務にあたって生ずる問題と対応策

- ・11の禁止事項とは（要点整理）

a 受領拒否の禁止

b 製造委託等代金の支払遅延の禁止

c 製造委託等代金の減額の禁止

d 返品 of 禁止

e 買ったたきの禁止

f 購入・利用強制の禁止

g 報復措置の禁止

h 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

i 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

j 不当な給付内容の変更・不当なやり直しの禁止

k 協議に応じない一方的な製造委託等代金の決定の禁止

○具体的な課題への対応

- ・仕様変更、納期変更と代金変更
- ・先行作業とプロジェクトの中止
- ・AI開発のように自社では開発出来ない分野の開発委託
- ・受注ができないための契約解除
- ・システム開発プロジェクトが中止になり先行作業が不要になった
- ・担当者が納品書・請求書の提出を忘れ支払遅延
- ・無理な納期の指定
- ・「予算がない」「次回にカバーする」と説明して委託金額を値下げ
- ・発注者のコンピュータを使用した場合の納品時期とは
- ・発注者の施設、機器の利用に伴う賃料問題(労働局の指導)
- ・大規模システムにおける検収期間
- ・仕様不適合、欠陥を理由とした支払拒絶、受領拒絶
- ・大規模な開発における部分納品と委託金額支払時期の関係
- ・知的財産権の委託元への移転問題
- ・発注単価の一方的値下げ
- ・品質が悪い場合、減額できるか
- ・仮単価、仮委託金額、仮納品の問題…ほか
- ・運用業務など毎月支払いをする場合の留意点

5. 官庁による下請法遵守状況調査と下請法事件処理の実際

- (1) 官庁による下請法遵守状況調査
- (2) 取適法（旧下請法）事件処理フローチャート
- (3) 取適法（旧下請法）運用強化の流れ
- (4) 取適法（旧下請法）運用基準への対応

<参加者の声>

- ・ 検収が遅れた場合など実務に則した内容が分かった。
- ・ 前半部分は基礎的な内容で復習として役立ち、後半は実例に沿った話であったので、実務に還元できる部分があった。
- ・ 非常に分かりやすかった。取適法の疑問が解消された。